

東京都精神保健福祉連絡会

【東京都精神保健福祉連絡会とは】

東社協では、東京都における精神障害者の保健福祉の向上をはかり、広く都民の心の健康増進をすすめることを目的に、全都的な組織をもつ民間の精神保健福祉関係9団体との連携をはかり、実践的な活動を行うことを目的として2001（平成13）年6月「東京都精神保健福祉連絡会」を設立した。連絡会では、最新の情報交換や障害者自立支援法への意見要望の提出、ワーキンググループを設置して、都の精神保健分野への施策提言を行っている。その他にも、団体間の連絡調整や調査研究、広報活動、研修事業を行っている。

【提言項目1】

東京都保健医療計画での精神疾患に対する施策の推進

【現状と課題】

平成25年3月に改定された東京都保健医療計画では、国の方針に基づいて、それまでの4大疾病であった、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病に新たに精神疾患を加えた5大疾病の医療連携体制の構築等が定められた。その中で「精神疾患医療体制の充実」の目標としては、①日常診療体制の構築を推進する、②精神科救急医療提供体制の安定的な確保を図る、③地域生活支援の取り組みを推進する、が掲げられた。また、こころの健康づくり、自殺対策の取組についても施策の方向やポイントが示された。

【提言内容】

東京都保健医療計画に定められた「精神疾患医療体制の充実」及び「こころの健康づくり」「自殺対策の取組」の施策について、しっかりと予算を確保し、民間事業者等と連携しつつ、計画に定められた目標を達成するよう、推進していくこと。

なお、5大疾病としての精神疾患には認知症も含まれているが、認知症のみならず、上記に示した施策について積極的に推進していくこと。

【提言項目2】

計画相談支援事業の充実

【現状と課題】

すべての障害福祉サービス利用者は、平成26年度中にサービス等利用計画の作成（計画相談）が義務づけられた。現在、各区市町村において計画相談がすすめられているところだが、相談支援専門員や相談支援事業所の数も充分ではなく、順調には進んではいない。

【提言内容】

- ①相談支援専門員の養成と質の向上のための研修の実施
- ②サービス等利用計画作成およびモニタリングの給付費に対する都加算の上乗せ

【提言項目3】**都営住宅の建て替え等での福祉施設等と一体となった整備の推進****【現状と課題】**

障害者の住まいを中心とした福祉施設等（グループホーム含む）は、十分な量の整備がされていない現状であり、公共の施設等を活用した整備が望まれる。

一方、都営住宅は今後、老朽化に伴い建て替え等が行われていく。

【提言内容】

国土交通省と厚生労働省の連携施策である『安心住空間創出プロジェクト』を活用し、障害者向けの住宅や福祉施設と一体となった整備をすること。

【提言項目4】**精神科医療費助成の拡充****【現状と課題】**

東京都が実施している精神科通院医療費助成は、自立支援医療を受ける者のうち、区市町村住民税非課税世帯（低所得Ⅰ・低所得Ⅱ）を対象としており、課税世帯については自己負担が生じている。そのうち、「重度かつ継続」となれば、月負担上限額が設定されるが、その負担は少なくない。

また、自立支援医療の申請・更新の他、精神保健福祉手帳、障害者年金の申請・更新時に医師の診断書が必要となっている。診断書の金額は、医療機関によって異なるが、高いところで20,000円というところもある。

【提言内容】

- ①課税世帯についてもさらなる軽減策をもうけること
- ②自立支援医療、精神保健福祉手帳、障害者年金等の申請・更新時に必要となる医師の診断書の料金について助成すること。